

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

法令ID/ 題名	IC31079	都市公園法
根拠条項	005	第5条第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）
処分名	公園管理者以外の者の公園施設の設置の（変更）許可	
所管部署名	都市整備部建設企画課	コード
関係条項	<p>都市公園法 第2条第2項 第5条第2項及び第3項（これらの規定を第33条第4項において準用する場合を含む。）</p> <p>都市公園法施行令 第5条及び第6条</p> <p>都市公園法施行規則 第1条の2</p> <p>米子市都市公園条例 第2条の4及び第3条</p> <p>米子市都市公園条例施行規則 第2条第1項</p> <p>都市公園法運用指針について（平成16年12月17日国都公緑第151号国土交通省都市・地域整備局長通知）</p>	
審査基準	<p>1 法令の規定による基準 次の各号のいずれかに該当していること。</p> <p>(1) 米子市が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるものであること。</p> <p>(2) 米子市以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資するものと認められるものであること。</p> <p>2 国の運用指針による基準 都市公園法運用指針について（平成16年12月17日国都公緑第151号国土交通省都市・地域整備局長通知）「2 公園管理者以外の者の公園施設の設置等について」による。</p> <p>3 市の定める基準 次の各号のいずれかに該当する場合は、（変更）許可しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 都市公園を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 他人に危害を加え、又は迷惑を掛けるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、都市公園の管理運営上支障があると認められるとき。</p> <p>4 個別の公園施設に係る基準 次の各号に掲げる公園施設の設置については、上記の1から3までに定めるところによるほか、当該各号に定める要件を満たすものであること。</p> <p>(1) 体験学習施設（都市公園法施行令第5条第5項第1号） 街区公園等のように面積の小さい（おおむね4ha未満）の都市公園については、建ぺい率は100分の5を超えないものとする。</p> <p>また、教養施設として扱う体験学習施設は、次に掲げる基準を満たすものとする。</p>	

- ① 当該施設に掲げる表札・看板は、「体験学習所」又は「体験学習施設」であること。
 - ② 当該施設は、公園利用者が実験、体験、実技等の講義を受けることができる施設であることから、当該施設内は普段は畳等が敷きっ放しにならず、本等を閲覧することができるように机・椅子が置かれていること。
 - ③ 体験学習施設として利用していることが分かるよう、日誌等により使用状況を確認し、米子市から確認を求められた際には提示することができるようにされていること。
 - ④ 当該施設を緑豊かな環境の中のものとするため、1階建てであること。
- (2) 自動販売機（都市公園法施行令第5条第6項）
- ① 設置することができる都市公園は、比較的大きく、常に利用者が絶えない公園とする。
 - ② 設置の許可の対象となる者は、社会的弱者が組織する団体、都市公園の管理を行う指定管理者、公共的団体及び市民団体（NPO法人を含む。）とする。
 - ③ 設置の許可に係る優先順位は、次に掲げるところによる。
 - 第1位 社会的弱者が組織する団体（母子福祉団体、身体障がい者福祉団体等）が、当該構成員に対する支援活動又は社会通念上公益性を認められる事業の経費に充てるための収益事業として設置する場合
 - 第2位 都市公園の管理を行う指定管理者が、都市公園の利用者の利便を図るために設置する場合
 - 第3位 公共的団体が、社会福祉をはじめとする社会貢献活動の経費に充てるための収益事業として設置する場合
 - 第4位 市民団体（NPO法人を含む。）が、その設立の目的のために行う活動（市長が適当と認めたものに限る。）の経費に充てるための収益事業として設置する場合
- (3) 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫（都市公園法施行令第5条第8項）
- ① 当該備蓄倉庫を設置しようとする都市公園がア又はイのいずれかに該当し、かつ、当該備蓄倉庫を設置した後の当該都市公園の公園施設の建築面積の総計が米子市都市公園条例第2条の4に規定する基準を満たすこと。
 - ア 米子市地域防災計画において市街地避難場所又は避難所予定施設に指定されている施設に隣接していること。
 - イ 当該申請をした自主防災組織の防災計画において避難場所に設定されていること。
 - ② 当該備蓄倉庫の設置に係る許可申請書に、当該申請をする自主防災組織の規約が添付されていること。
- (4) ヘリポート（都市公園法施行令第5条第8項・都市公園法施行規則第1条の2）
- 都市公園に設置するヘリポートは、災害発生時に避難地への必要な物資の供給、防災活動を行うための資機材の供給、人員の派遣等の緊急輸送のためのヘリコプターのための発着場として使用するものであり、大量かつ反復的に離発着が行われることが想定される。
- そのため、防災活動に直接関係のない報道活動等のためのヘリコプターのためのヘリポートの設置は想定しない。

(設定年月日・平成29年10月27日)

法令の標準処理期間 条項及びその期間	
標準処理期間	1か月以内 (設定年月日・平成29年10月27日)
備考	